

2016

9

SEPTEMBER

Vol.66

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 布施興業

特集

食品廃棄物の不正転売防止に
関する産業廃棄物処理業者等への
立入検査マニュアル

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円 (資料代/消費税込み)

開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成28年	10月 7日(金)	1日	100名
	11月25日(金)	1日	100名
平成29年	2月10日(金)	1日	100名
	3月24日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



- 本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- 本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- 本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- 本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご利用いただけます。

C O N T E N T S

特集●食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査 マニュアル（平成28年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物対策課）	2
行政情報●	24
●動物霊園事業において動物の死体の火葬に伴って生じた焼骨であって埋葬及び 供養等が行われないものの取扱いについて（通知） （平成28年6月2日環廃産発第1606021号）	
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行に ついて（通知）（平成28年6月23日環廃対発第1606232号・環廃産発第1606233号）	
事業報告●	28
●知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ2016	
●公益社団法人大阪府産業廃棄物協会表彰	
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●公益社団法人全国産業廃棄物連合会表彰	
●公益社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●株式会社ヒガシトゥエンティワン研修～産業廃棄物収集運搬業従事者のための実務	
●電子マニフェスト操作体験セミナー（第2回・第3回）	
●電子マニフェスト個別導入相談会（第3回・第4回）	
●優良認定推進研修会	
●廃棄物処理先進事例調査（第18回・第19回）	
●大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 一般向け啓発事業の実施に関する検討会議	
●公益社団法人全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議	
●産廃塾	
事業案内●	32
廃棄物処理先進事例調査●	34
●第18回（昭和電工株式会社（川崎事業所））	
新規入会会員紹介●	40
会員紹介●株式会社 布施興業	44
新刊紹介●	50
バックナンバーのご案内●	52
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	
編集後記●	55

表紙写真提供：株式会社 布施興業

〒577-0067 大阪府東大阪市高井田西2-2-4

写真：北新工場

〒577-0066 大阪府東大阪市高井田本通3-7-16

特集

食品廃棄物の不正転売防止に関する 産業廃棄物処理業者等への 立入検査マニュアル

平成28年 6 月

環境省大臣官房廃棄物対策・リサイクル部
産業廃棄物対策課

はじめに	3	V 立入検査の実施_関係書類の確認	14
I 立入検査の目的	4	1 産業廃棄物管理票（1次）の管理状況	14
1 食品廃棄物の範囲	4	2 産業廃棄物委託契約書の管理状況	14
2 検査対象事業者	4	3 法定帳簿の作成状況	15
3 検査すべき場所	4	4 中間処理後残さ （委託先、産業廃棄物管理票、契約書等）	15
4 立入検査の流れ	5	5 生産物（出荷・売却先、伝票類、契約書等）	15
II 立入検査の計画	6	6 廃棄物受託量と、委託・売却量との 収支バランスの状況	16
1 立入検査の事前準備	6	7 法定帳簿以外の帳簿書類との照合・確認	16
2 立入検査に際しての携帯すべき資料、備品	7	VI 立入検査の実施_廃棄物処理業者側の自主的な 取り組み	17
3 想定される違反行為と対応方針	7	VII 立入検査の実施_関係者へのヒアリング	18
4 立入検査実施にあたっての留意事項	7	VIII 立入検査の結果	19
III 立入検査の実施	9	1 立入検査票の作成	19
IV 立入検査の実施_事業場での確認	10	2 関係機関への情報提供	19
1 事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等	10	3 排出事業者、収集運搬業者への立入検査	19
2 廃棄物の受入体制の状況	10	別紙 1	20
3 食品廃棄物の受入の有無	11	別紙 2	21
4 処理前の廃棄物の保管状況	11	別紙 3	22
5 前処理工程の有無・状況	12	おわりに	23
6 処理工程の状況	12		
7 処理後残さ、生産物の保管状況	12		
8 有価物拾集行為の有無・状況	13		
9 生活環境保全上の支障の有無の確認	13		

はじめに

平成 28 年 1 月、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県内の産業廃棄物処理業者により、食品として転売された事案が発生した。

本事案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。)の違反(産業廃棄物管理票の虚偽報告等)や食品衛生法の違反(無許可営業)のおおそれに該当し、また、食品表示法や肥料取締法等の他法令違反をも誘引する可能性の高い事象であり、同時に廃棄物行政及び産業廃棄物処理業者への信頼性の低下を招きかねない。

そのため、環境省では、平成 28 年 1 月 18 日付けで都道府県及び政令市等に対して、産業廃棄物処理業者における廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、環境省に情報提供すると同時に厳正な対応をお願いすることを通知したところである。

また、平成 28 年 1 月 20 日付けで都道府県及び政令市等に対して動植物性残さの処分業者への立入検査を依頼したところ、今般の事案以外の廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。このため、今般の事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今般の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、平成 28 年 3 月 14 日付けで環境省としての再発防止策を公表したところ。この中で、廃棄物処理業者に係る対策の一環として、食品廃棄物の不正転売防止に係る立入検査マニュアルの策定を検討することとされた。

本マニュアルは、都道府県及び政令市等の自治体による立入検査のより一層の重点化や効率化を図るため、食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理業者等への各自治体による立入検査の実施内容等を調査(注 1)した結果で得られた知見や各種資料を集約し、今後、自治体が立入検査マニュアルを策定する際、又は既存のマニュアルの見直しを行う際の参考となるよう策定したものである。

自治体におかれては、平成 20 年 5 月 16 日付環産発第 080516001 号通知「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」及び本マニュアルを参考に、地域の実態を加味しながら、より実効性の高い立入検査マニュアルの策定又は見直しを行い、立入検査をはじめ法規制業務を適正に実施されることを期待するものである。

なお、平成 28 年 1 月の事案を引き起こした愛知県の産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号、以下「食品リサイクル法」という。)に基づく国の登録を受けた再生利用事業者(以下「登録再生利用事業者(注 2)」という。)でもあったところ、国としても今後登録再生利用事業者に対する指導・監視を強化していくこととしている。貴都道府県等管内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者である場合については、食品リサイクル法に基づく権限を有する国(環境省・農林水産省等)とも連携して対応していただくようお願いする。

注 1 **平成 28 年 2 月 10 日付け事務連絡

食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理業者等への立入検査の実施内容等について(照会)

注 2 **登録再生利用事業者

農林水産省ホームページに一覧表が掲載されている。

<http://www.maff.go.jp/shokusan/recycle/syokuhin/>

I 立入検査の目的

立入検査の目的は、産業廃棄物処理業者及び施設（以下「事業場」という。）としての規制・基準の遵守状況を確認し、その結果に応じて必要な措置を講ずることにある。したがって、立入検査の実施にあたっては、施設の稼働状況や法令遵守状況の確認にとどまらず、許可申請や届出の内容との照合や自主的な管理状況の確認等も適切に行うことにより、違反や食品廃棄物の不正転売行為等の未然防止を図ることが重要となる。

なお、本マニュアルが対象とする食品廃棄物と事業者は以下のとおりとする。

1 食品廃棄物の範囲

本マニュアルに記す食品廃棄物とは、食料品製造業者等が出荷前検査で規格外品、あるいは異物混入等により商品として出荷できないと判断し廃棄した食料品であり、小売業者や一般消費者に流通している商品と同等の包装等がされている場合もある。

食品廃棄物の形態としては、冷凍食品やレトルト食品のような、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物である動植物性残さのほか、自治体によっては味噌、ヨーグルト、調味料など汚泥や廃油として解釈されている場合、清涼飲料水などのように廃酸・廃アルカリとして解釈されている場合もあることに留意する必要がある。

いずれにせよ、許可申請や届出の内容、通常の立入検査、報告徴収の結果を踏まえ、検査対象の事業場がどのような食品廃棄物を取り扱っているかを把握した上で、有効かつ効果的な検査を実施しなければならない。また、飼料化等において、原料として有償譲渡された食品廃棄物に関しても必要に応じて検査対象とし、本マニュアルを準用する。

2 検査対象事業者

本マニュアルに記す立入検査の対象事業者を以下に示す。

- 食品廃棄物を処理する産業廃棄物処理業者（注3）及びその事業場
- 食品廃棄物又は廃棄物であることの疑いのあるものの処理を行っている者、その他関係者

注3・・・産業廃棄物処理業者が登録再生利用事業者であっても、都道府県等による廃棄物処理法に基づく権限等には変わりはない。

3 検査すべき場所

- 廃棄物の収集・運搬又は処分を業とする者の事務所、事業場、車両、船舶、その他の場所
- その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶、その他の場所
- 産業廃棄物処理施設のある土地又は建物

法第19条第1項

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で取去させることができる。

4 立入検査の流れ



II 立入検査の計画

立入検査計画の作成にあたっては、過去に実施した立入検査の結果等を活用した上で、廃棄物処理業者及びその施設について個別にその状況を整理し、状況に応じて必要な計画を定めておく。また、併せて具体的な調査項目を記載した立入検査票を作成しておく必要もある。

また、検査に際しては、地域の実情等に応じて当該事業場が立地している市町村の職員に専任員の併任をかけて立入検査権限を付与した上で、連携して検査を行うことも検査の効率性、実効性の観点から有効であると考えられる。

なお、食品廃棄物の不正転売は廃棄物処理法のみならず、食品衛生法違反や食品表示法、肥料取締法等の他法令の違反をも誘引する可能性があるため、立入検査に際しては食品衛生部局及び農政部局等との連携をもって進めることが望ましい。また、産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法の登録再生利用事業者である場合には、国(環境省・農林水産省等)とも連携して対応していただくようお願いする。

以下に立入検査計画の作成にあたって留意すべき事項等を示す。

1 立入検査の事前準備

自治体における人員等に制約があるなか、限られた時間で立入検査の目的を達成するためには、重点的かつ効率的な立入検査の実施が求められる。このため、必要な事前準備や重点的に検査すべき事項について予め特定しておくことが重要である。

また、対応することが予想される人物、事業内容、事業場内のレイアウト、過去の指導状況等について事前に確認し、予備知識をもって臨むことが大切である。特に馴染みのない事業場に立ち入る場合、その準備には時間をかけるべきである。

さらに、産業廃棄物処理業者における社内の管理体制や不正転売防止策等についても適宜確認することにより、立入検査の効果や有効性を高めることにもつながると考えられる。

〔事前に確認しておくべき事業者に関する基本的事項の例〕

- 事業場名、所在地、電話番号等
- 代表者名、事業場責任者名、技術管理者名
- 許可内容、取り扱う廃棄物の種類、処理方法、処理工程、保管数量等
- 産業廃棄物管理票交付状況等報告書や電子マニフェスト等の情報
- 廃棄物処理に関する前年度実績値
(自治体の規定等に基づき報告された産業廃棄物処理業実績報告書より算出する)
 - ・ 廃棄物の処理量(受入量)
 - ・ 処理後残さの搬出量
 - ・ 生産物の出荷量
- 事業場の環境保全対策、施設の維持管理に関する情報
- 事業場周辺の状況
- 食品衛生部局及び農政部局等から得た情報
- 登録再生利用事業者制度への登録の有無
- 過去の立入検査の結果と指導状況
 - ・ 過去に実施した立入検査の結果、違反・指導歴
 - ・ 直近の立入検査で重点的に検査した事項とその結果
 - ・ 行政指導の改善経過
 - ・ 苦情の状況
 - ・ 関係する法令に基づく指導状況(悪臭防止法、水質汚濁防止法等)
 - ・ 同業種の他事業場における指導状況

2 立入検査に際しての携帯すべき資料、備品

検査に際して携帯すべき資料、備品を以下に記す。

- 法第 19 条第 3 項の規定による身分証明書(立入検査証)
- 許可右側の写し
- 許可申請書、届出書(特に平面図)の写し
- 立入検査票、チェックリスト
- 立入検査指導票
- 過去の立入検査報告書等の指導記録
(状況変化を確認するには現場写真が効果的である。)
- 自治体の規則等により報告された産業廃棄物処理業の実績報告書(写し)等の事業実態を示す書類
- 法令集、各種マニュアル
- 住宅地図又は現場周辺の地図
- 廃棄物のサンプリング容器、採取器
- 撮影年月日が記録できるカメラ等
- その他(巻き尺、計算機、安全装備等)

3 想定される違反行為と対応方針

予備知識に基づき、立入検査の流れを事前にイメージしておくことで、余裕を持った対応が可能となり、現場での質問や、検査項目の選択等が迅速かつ的確に行えるようになる。

また、事前に違反行為の発見が予想される場合は、予め対応方針を決めておく必要がある。現場で慌てて、自信のない対応で十分な指示・指導ができなかった場合には、勝手に状態を是正される等、証拠隠滅の機会を与えてしまうことにもなりかねず、事案の初期段階で大きな補手を被る可能性があるため注意を要する。なお、違反行為に対する対応方針は、平成 25 年 3 月 29 日付け環産産発第 1303299 号「行政処分の指針について(通知)」を参照されたい。

[想定される違反行為]

- 不適正保管(規散、流出、悪臭、保管上限を超えた保管、有価物の保管であると言い訳する野積み 等)
- 不法投棄
- 野焼き
- 無許可営業、無許可の事業範囲の変更、無届け変更
- 産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反
- 産業廃棄物処理施設の無許可設置、無許可変更、無届け変更
- 委託基準違反
- 産業廃棄物管理票に関する違反
- 産業廃棄物処理委託契約書に関する違反

[他法令違反を誘引する行為]

- 食品廃棄物の不正転売 等

4 立入検査実施にあたっての留意事項

(1) 立入検査員数

立入検査は、原則として複数名の人員で行うこと。

なお、立入検査の対象である産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法の登録再生利用事業者である場合には、可能な範囲で国(環境省・農林水産省等)による立入検査も同時に実施することも有効と考えられる。

(2) 事前連絡無しでの立入検査

立入検査は、産業廃棄物処理業者が通常行っている産業廃棄物の処理状況を確認することを目的としており、原則、当該事業場等に対して事前連絡なしで立入するべきである。

(3) 身分証

立入検査を行う環境衛生指導員又はその他の職員(以下「立入検査者」という。)は、その身分を示す立入検査証を携帯し、当該検査前に相手方へ提示すること。また、立入検査者は、相手方に対して、立入検査が法に基づき行われるものであること、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。

(4) 立会人

立入検査者は、事業場等の管理に責任を有する者及び技術管理者を立ち会わせて、立入検査等を行うこと。

(5) 立入検査票

立入検査に当たっては、立入検査票に沿って産業廃棄物処理基準その他の法令上の義務等についての遵守事項を検査するとともに、検査の基本方針に基づいて事業者等に必要な指導を行うこと。また、当該検査結果及び指導内容を立入検査票に記録すること。

措置すべき事項を指示する場合は、口頭によらず文書により行うことが望ましい。措置すべき事項については具体的に示し、原則として措置期限を定めること。

(6) サンプル等の採取

事業場等の周辺的生活環境保全上の支障の有無や適正処理の状況を把握するため、必要に応じて取り扱う産業廃棄物や生産物、また事業場等からの排出ガス、放流水等を採取し、それらの調査を検討すること。

(7) 記録

立入検査の情報は、後日、指導や措置命令、告発等を行う際に必要となるため、不適正処理や違反の状況等をできるだけ克明に記録する。また、事業者の了解を得て、事業場内の状況を写真撮影することで、客観的状況を記録しておくこと。

Ⅲ 立入検査の実施

立入検査は、事業場や関係書類の確認、関係者からのヒアリングから構成される。検査に際しては、これらで得られた情報を総合的に勘案し、また数値的な乖離や検査結果の矛盾点を掘り下げていくことで、より精度の高い検査ができると考えられる。

なお、立入検査において、転売可能な食品廃棄物が事業場内に大量に保管されているか否か等を調査することは重要である。これにより、産業廃棄物処理業者による不正転売を抑制する効果が見込まれる。しかしながら、転売可能な食品廃棄物がなかったことが転売行為がないことを示しているとは必ずしもいえないことに注意する必要がある。

- 事業場での確認
 - ・ 事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等
 - ・ 廃棄物の受入体制の状況
 - ・ 食品廃棄物の受入の有無
 - ・ 処理前の廃棄物の保管状況
 - ・ 前処理工程の有無・状況
 - ・ 処理工程の状況
 - ・ 処理後残さ、生産物の保管状況
 - ・ 有価物拾集行為の有無・状況
 - ・ 生活環境保全上の支障の有無の確認
 - ・ 事業場外における保管場所等の増設の有無

- 関係書類の確認
 - ・ 産業廃棄物管理票(1次)の管理状況
 - ・ 産業廃棄物委託契約書の管理状況
 - ・ 法定帳簿の作成状況
 - ・ 中間処理後残さ(委託先、産業廃棄物管理票(2次)、契約書等)
 - ・ 生産物(出荷・売却先、伝票類、契約書等)
 - ・ 廃棄物受託量と、委託・売却量との収支・バランスの状況
 - ・ 法定帳簿以外の帳簿書類との照合・確認
 - ・ 土地、建物の賃貸借契約書等

- 廃棄物処理業者側での自主的な取り組み
 - ・ 廃棄物処理業者側での転売防止策
 - ・ 適正処理や不正転売防止のための作業手順書等
 - ・ 不正転売防止のための従業員教育の実施状況と記録
 - ・ その他自主的な取り組み

- 関係者へのヒアリング
 - ・ 事業場の責任者へのヒアリング
 - ・ 作業従事者や運転手、事務員等へヒアリング

IV 立入検査の実施_事業場での確認

立入検査は、産業廃棄物処理業者が通常行っている産業廃棄物の処理状況を確認することを目的としている。事業場での確認に際しては、廃棄物の受入から最終処分までの一連の流れに関し、許可申請や届出の内容に記された事業計画に基づき適切になされているか、また不正転売や不適正処理等の行為がないか実地にて確認する必要がある。

1 事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等

過去の立入検査時の記録や写真と比較して、事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等に不審な点が無いか、また変化が無いかを確認する。検査に際して先入観があってはならないが、これらは経営状態の健全性を計る指標として捉えることもできる。

〔確認事項の例〕

- 事業場や設備の老朽化、損壊はないか。
- 常日頃から操業している状態か。
- 事業場周囲への悪臭等はないか。
- 敷地外への廃棄物の飛散・流出はないか。
- 敷地外や路上での廃棄物や機材等の保管行為はないか。
- 許可や届出の無い施設や倉庫・冷凍冷蔵庫等の保管場を有していないか。

2 廃棄物の受入体制の状況

食品廃棄物の処理・リサイクル技術は、廃棄物処理業者により千差万別である。当然、その処理方法によっては処理に適さない廃棄物があり、これら廃棄物の有無を確認する。また、収集・運搬と処分が同一事業者で行われる場合、事業場での廃棄物の受入時に産業廃棄物管理票との照合確認が確かになりがちである。場合によっては、排出事業者の承諾の無い再委託や不正転売行為もあり得る。

〔確認事項の例〕

- 廃棄物の受入の流れ(受付、産業廃棄物管理票の取扱い、計量、荷降)
- 廃棄物の受入基準や受入条件はあるか。
- 処理に適さない廃棄物にはどのような物があるか。
- 処理に適さない廃棄物が持ち込まれた場合の対処はどのようにしているか。
- 許可を受けた品目以外の廃棄物の受入はないか。
- 処理能力を超えた受入を行っていないか。(年間受託量/施設稼働日数) < (処理能力/日)

〔食品廃棄物の処理・リサイクル技術の例〕

- | | |
|---------------|-------------|
| ● 堆肥化(肥料化) | ● メタン化 |
| ● 飼料化 | ● 油脂及び油脂製品化 |
| ・乾燥法 | ● 破碎 |
| ・サイレージ | ● 乾燥 |
| ・リキッドフィーディング等 | ● 焼却等 |

処理に適さない廃棄物の例

〔堆肥化(肥料化)〕堆肥化とは、微生物発酵によって有機物が分解され、成分的に安定して農地への施用に適した状態にすることを指し、タンパク質や単糖類などの易分解性有機物が分解される一次発酵過程と、その後セルロースなどの難分解性有機物の分解が進む二次発酵過程に区別される。

その微生物による好気性発酵を活発にするためには栄養バランス(C/N 比)、水分、通気の状態条件を最適に整えることが必要である。C/N 比が低い肉類等の高タンパク質は、一次発酵に要する時間が長くなるばかりか、発酵過程で余剰な窒素が

アンモニアとして放出されるため、悪臭等の苦情の原因となり易い。また、貝殻やカニの甲羅、鳥の骨、魚の内臓など非常に硬りやすい物、塩・味噌・醤油等の調味料、油、食物繊維の多い物は堆肥化に適さないとされている。

【飼料化】飼料化において留意しなければならないことは、乳用牛や肉用牛等の反芻家畜では原料が動物性以外のものに限定される点である。平成13年の牛海綿状脳症(BSE)発生に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(飼料安全法)が改正され、反芻家畜用飼料への動物由来蛋白質の混入については厳しい制限がなされている。

平成21年5月に作成された「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」においては、哺乳動物由来あるいは魚介類由来蛋白質の混入のない残さの利用が前提となり、植物由来の全粒製品や食品製造副産物に限られている。

参考：食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン

(平成21年5月 全国食品残さ飼料化行動会議、農林水産省、社団法人 配合飼料供給安定機構)

参考までに堆肥化の工程を以下に記す。

堆肥化処理の工程(例)



3 食品廃棄物の受入の有無

事業場内の確認及び関係者へのヒアリング等により、食品廃棄物を排出する主な排出事業者が有る場合は、その廃棄状況を確認し不正転売される可能性を推測する。また、関係書類を確認する際に、産業廃棄物管理票や帳簿等、取引先名簿と突き合わせ、ヒアリングした内容の真偽を確認する。

〔確認事項の例〕

- 食品廃棄物の受入はあるか。
- 食品廃棄物を排出する主な排出事業者の名称
- 具体的な品目や荷姿、梱包状態等
- 受入時の荷姿や梱包状態等、転売可能な食品廃棄物はないか。
- 受入時に排出事業者側で転売防止策はどのようにされているか。
- 排出事業者による現地確認はなされているか。

4 処理前の廃棄物の保管状況

理由や必然性がなく食品廃棄物が保管されている場合、不正転売行為や従業員への配布、従業員による持ち出しの可能性を否定できない。それ故、食品廃棄物を保管していることの理由と必然性を中心に確認する。なお、「転売可能な食品廃棄物がなかった。＝転売行為がない」ではないことにも注意する必要がある。

〔確認事項の例〕

- 転売可能な食品廃棄物を保管することはあるか。また、保管する理由と必然性は何か。
- 受入から処理までの所要日数はどれくらいか。
- 保管場所の囲い、表示はなされているか。
- 保管方法は常温か、冷蔵か。
- 廃棄物の保管量を超過していないか。(処理能力×14日)
- 食品廃棄物を従業員へ配布したり、また、社員が持ち出したりすることはないか。
- 廃棄物処理事業者側で、どのような転売防止対策を講じているか。

5 前処理工程の有無・状況

堆肥化処理等において、食品廃棄物の包装材や梱包材等は異物でしかなく、開封・破袋作業等の工程を必要とする。処理の実態を把握する意味でも、作業後の包装・梱包材等の保管状況や廃棄状況を確認することは必要である。受託した食品廃棄物の量と包装・梱包材等の量を照合することも有効と思われる。

〔確認事項の例〕

- 包装・梱包材等の破袋作業や開封作業はあるか。
- どのような作業方法か。例)破袋機や破砕機等、手作業
- 破袋・開封作業後の包装・梱包材の保管や廃棄はどのようにしているか。

6 処理工程の状況

事業場の稼働状態や適正処理の状況を正しく把握するためには、許可申請の事業計画に基づき処理施設が実際に稼働しているか、また正常に稼働するかを確認する必要がある。その一例として、堆肥化施設などの場合、直近に投入した廃棄物の一部は分解されずその痕跡が残っている場合もあると考えられる。

〔確認事項の例〕

- 施設内の配置、処理工程は許可申請や届出のとおりか。
- 施設の稼働状況、作業状況に不自然な点はないか。
- 施設の運転記録や作業日誌等に不自然な点はないか。
- 処理に要する日数は適切か。
- 廃棄物の減量化率は適切か。
- 廃棄物の受入量や処理過程の量、保管量のバランスは適切か。
- 処理能力の超過はないか。

7 処理後残さ、生産物の保管状況

処理施設の稼働状況を計り知る一例として、処理後残さや生産物の品質や管理状態の確認が挙げられる。特に堆肥化の場合、熟成ヤードのスペースには上限があるため、熟成期間を短縮させることで処理能力(生産能力)を増加させることが可能であるが、同時に悪臭を伴う未成熟な堆肥となりかねない。

〔確認事項の例〕

- 保管場所への囲い、表示はなされているか。
- 保管されている処理後残さや生産物は最近の物か。
- 処理後残さの保管量は過大となっていないか。
- 生産物の保管量は過大となっていないか。
- 堆肥等の品質管理方法、手順はどのようになされているか。
- 生産された堆肥等の品質に問題はないか。
- 未完熟な堆肥等による悪臭はないか。

8 有価物拾集行為の有無・状況

有価物の取捨行為自体は違反行為ではないが、食品廃棄物の不正転売を誘引する行為でもある。また、虚偽の管理票交付や、排出事業者に対する契約違反に該当する場合もある。

〔確認事項の例〕

- 処理前や処理後において有価物の拾集行為はあるか。
- 有価物拾集がある場合、拾集した有価物の種類と内容。
- 有価物拾集がある場合、拾集した有価物の売却先や用途。
- 有価物拾集がある場合、拾集に関する現場での記録はあるか。

9 生活環境保全上の支障の有無の確認

施設が正常に稼働しているかどうかを計り知る一例として、廃棄物処理施設の構造基準及び維持管理基準、廃棄物処理基準、許可申請・届出の内容に基づき、生活環境保全上の支障がないよう適切に管理されているか確認する。

〔確認事項の例〕

- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透等はないか。
- 悪臭はないか。
- 騒音はないか。
- 振動はないか。
- 害虫の発生はないか。

V 立入検査の実施_関係書類の確認

事業場の確認やヒアリング結果の裏付けを取る意味でも、関係書類の確認は不可欠である。立入検査において確認すべき関係書類は以下の物が挙げられる。

- 受託
 - 産業廃棄物管理票（1次）
または電子マニフェストシステムにおける受渡確認票（1次）
 - 産業廃棄物処理委託契約書
 - 帳簿
 - 計量票
- 委託・売却
 - 産業廃棄物管理票（2次）
または電子マニフェスト、受渡確認票（2次）
 - 産業廃棄物処理委託契約書（中間処理後残さ）
 - 帳簿
 - 計量票
 - 生産物に関する売買契約書、出荷記録・伝票等
- 共通
 - 自治体の規則等による産業廃棄物処理業の実績報告書（写し）
 - 施設の運転記録
 - 業務・作業日誌等
 - 取引先名簿
 - 法定帳簿以外の会計書類等

1 産業廃棄物管理票(1次)の管理状況

産業廃棄物管理票や電子マニフェストの運用が、実際の廃棄物処理の流れと乖離している場合、虚偽の管理票の交付を始めとして、排出事業者の承諾のない再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が行われている可能性がある。

[確認事項の例]

- 食品廃棄物の受託がある場合、産業廃棄物管理票には廃棄物の名称や荷姿等、どのような記載がなされているか。
- 産業廃棄物管理票と計量票を突き合わせ、数量に差異がないか。
- 有価物拾集がある場合、産業廃棄物管理票への数量記載がなされているか。
- 産業廃棄物管理票記載の処分担当者の職位は、
- どの段階で処分終了年月日としているか。また、その根拠は何か。
- どの段階で最終処分終了年月日としているか。また、その根拠は何か。
- 運搬終了日、処分終了日、最終処分の終了年月日が同一でないか。
- 産業廃棄物管理票 B 票に、最終処分先はどのように記載されているか。
- 産業廃棄物管理票の交付(返送)や保存は、どのようになされているか。
- 電子マニフェストの運用は、どのようになされているか。
- 産業廃棄物管理票の運用に不備や問題点がないか等、役職者が定期的にチェックや確認を行っているか。

2 産業廃棄物委託契約書の管理状況

産業廃棄物処理委託契約書の内容が実際の廃棄物処理と乖離している場合、排出事業者に対する契約違反を始めとして、排出事業者の承諾のない再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が行われている可能性がある。契約書記載内容と実際の処理が合致しているか否か、記載内容の詳細まで検査する必要がある。

また、処理料金に関しても適正な価格で契約しているか確認する。なお、適正な価格については、可能な限りその地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の範囲を客観的に把握するよう努めること。

〔確認事項の例〕

- 契約書の締結や管理は、どのようになされているか。(5年間保存)
- 契約書に記載の廃棄物の種類や量、契約期間等に不備はないか。
- 不当に安価な料金で契約していないか。
- 契約書に記載の処分方法や最終処分先に関し、不備はないか。
- 有価物拾集がある場合、契約書に有価物拾集に関する記載はあるか。

3 法定帳簿の作成状況

産業廃棄物管理票や産業廃棄物処理委託契約書単体での検査では問題なくても、法定帳簿と突合せすることで差異や矛盾が見られた場合、排出事業者の承諾の無い再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が疑われる。必要に応じて中間処理残さに関する産業廃棄物管理票(2次)や産業廃棄物処理委託契約書、法定帳簿(委託)とも突合せする。

〔確認事項の例〕

- 帳簿の作成手段 (両) 手書き、パソコン入力、基幹業務システムからの出力等。
- 帳簿の記載事項や記載期限、保存期間(5年間)は適切か。
- 帳簿に不備や問題がないか役職者がチェックや確認を行っているか。
- 産業廃棄物管理票や処理委託契約書等と突合し、その記載内容に差異はないか。

4 中間処理後残さ(委託先、産業廃棄物管理票、契約書等)

産業廃棄物処理委託契約書等を通じて排出事業者側に提示している最終処分先以外に中間処理後残さを委託している場合、再委託や不適正処理等の違法行為が疑われる。

〔確認事項の例〕

- 処分委託先の名称や所在、処理方法等を確認する。
- 処分の委託実績(廃棄物の種類、数量)を確認する。
- 産業廃棄物管理票(2次)の交付状況
- 計量票との照合。
- 産業廃棄物処理委託契約書の記載内容に不備や問題はないか。
- 排出事業者として処分委託先を現地確認しているか。実施している場合、その記録はあるか。
- 排出事業者と締結した産業廃棄物処理委託契約書記載の最終処分先と合致しているか。
- 産業廃棄物管理票(1次)記載の最終処分先と合致しているか。
- 1次の産業廃棄物管理票と、2次の管理票との紐付作業は、どのようにして行っているか。また、その方法に合理性があるか。

5 生産物(出荷・売却先、伝票類、契約書等)

行政処分の指針に記すよう、法の規制を免れるために恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られる。それ故、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、指針に記すよう各種判断要素の基準により総合的に判断する必要がある。

〔確認事項の例〕

- 生産された堆肥、飼料等の品質及び認証・登録状況に問題はないか。
- 堆肥、飼料等の品質管理方法、手順等の資料はあるか。
- 出荷・搬出先の名称、所在、用途、出荷・販売実績を帳票類で確認する。
- 生産物の売買契約書の確認し、その真偽を確認する。

参照：行政処分の指針について(通知)

(2) 廃棄物該当性の判断について(一部抜粋)

なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、従プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パナコ台、堆肥(汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理(堆肥化)した物)、建設汚泥処理物(建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物)等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。

6 廃棄物受託量と、委託・売却量との収支バランスの状況

自治体の規程等による産業廃棄物処理業の実績報告書(写し)や帳簿、業務・作業日誌等を突合し、廃棄物の受入量、処理前廃棄物の保管量、処理過程にある廃棄物量、処理後の残さや生産物等の製造量等の収支バランスを確認する。これらの値に乖離がある場合、排出事業者の承諾の無い再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が疑われる。

施設の処理能力を超えた受託や、これらの値が理由なく大幅に乖離する場合は説明を求める。また、ドラックスケールを有する事業場にあつては、必要に応じて計量票でその量を確認する。

なお、堆肥製造等においては、チップ等の副資材投入による増量、水分蒸発等による減量があるため、受入量と製造量が一致するものではないが、受入量と比較し、製造量が著しく少ない場合には、食品としての転売等のおそれについて慎重に確認する必要がある。

[確認事項の例]

- 受託量や処理能力、処理後残さ、生産物の数量に乖離がある場合、合理性のある理由があるか。
- その乖離理由を裏付ける客観的な資料はあるか。

7 法定帳簿以外の帳簿書類との照合・確認

前述の産業廃棄物管理票や契約書の確認、中間処理後残さや生産物の売却先等の確認結果を検証するため、事業者の了解のもと、法定帳簿以外の会計書類を確認することが有効となる。

また、必要に応じて、これら会計書類の抜き書き、写真撮影、コピーの提出を事業者に要請する。

[会計書類確認の例]

- 税務申告書(決算書、申告書内訳書)
会計帳簿類の信頼性を確認するためにも必要であり、また、会社の資産や資金の流れ等の事業者の経理的基礎を把握することが可能である。なお、税務申告書は、税務署の受領印の有無を確認する。
- その他会計書類
廃棄物の受託費用や、生産物に関する有償取引の真偽、また事業支配の妥当性を以下の会計書類で確認する。
 - 取引先名簿
 - 売上伝票、請求書
 - 銀行預金通帳
 - 領収書の発行控え
 - 受取手形帳
 - 現金預金出納帳
 - 売掛帳

VI 立入検査の実施_廃棄物処理業者側の自主的な取り組み

廃棄物処理業者としての健全性を評価するため、食品廃棄物等の不正転売防止に向けた自主的な取り組み内容及び実施状況を確認する。

〔確認事項の例〕

- 廃棄物処理業者側でどのような転売防止策を行っているか。
- 転売防止策として有効な手段か。
- 適正処理や不正転売防止のための作業手順書等はあるか。
- 不正転売防止のための従業員教育の実施状況とその記録はあるか。
- その他自主的な取り組み

〔参考：廃棄物処理業者側の取り組み事例〕

- 排出段階
 - 排出事業者に食品と袋を分けて出して貰う。
 - ベイント・切断等を実施し、転売できないような状態で排出してもらう。
 - 排出場所で開催しバラ荷状態で積み込み
 - 塵芥車(バックカー車)での引き取り
- 受入体制
 - 搬入予定の明確化
 - 受入後、全量をピットに投入し、転売できないようにする
 - 受入後、即日中に処理する
- 監視・管理体制
 - ウェブカメラによる処理状況の公開
 - 監視カメラによる24時間監視
 - 施設の処理状況の監視記録をログデータとして残す
 - 保管場所への施錠
 - 廃棄物の持出し防止のための組織的な監視体制
 - バーコード管理システムによる処理工程の確認とトレーサビリティの確保
 - 製品廃棄物管理システム(トレーサビリティサービス)の導入
 - 日々の処理量の帳簿付け
 - 廃棄物品の数量管理の厳格化
- 報告等
 - 廃棄証明書の発行
 - 処理状況の写真の提示
 - 産業廃棄物処理委託契約への条項の追加
- 従業員教育
 - コンプライアンス、企業理念等の教育

Ⅶ 立入検査の実施_関係者へのヒアリング

関係者へのヒアリングは個面調査という意味も大きく、事業場や関係書類の確認結果を踏まえて多面的にヒアリングすることが望ましい。また、事業場の責任者へのヒアリングのみならず、作業従事者や運転手、事務員等へヒアリングし、回答結果に乖離が見られた場合は深掘りして検査を進める。

また、平成 18 年 4 月 1 日から公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)が施行されたことに伴い、従業員等からの内部告発を契機とした違法行為の早期発見もあり得る。従業員等からのヒアリングに際しては同法の趣旨を説明するなどして、同法の積極的周知及び活用も有効な手段と考えられる。

なお、立入検査に関しては、予め対応者の氏名等を確認しておく必要があり、確認が必要な項目を以下に記す。

〔ヒアリング対象者〕

- 事業場の責任者
- 作業従事者や運転手、事務員等

〔ヒアリングに際しての確認事項〕

- 対応者の氏名、年齢、役職、勤続年数
- 対応者の身分を証する資料(運転免許証、社員証等(任意による))

Ⅷ 立入検査の結果

1 立入検査票の作成

公正な立入検査等の実施及び検査内容の徹底を図り、立入検査等の内容を記録として保存するため、立入検査等に必要事項を網羅した立入検査票を作成する。

参考までに、食品廃棄物の事業場を対象とした立入検査時に確認すべき項目を別紙 1～3 に示す。

なお、検査事項や指摘事項を記載するための欄を追加するなど、都道府県等の実情に応じた独自の立入検査票を作成することは差し支えない。

2 関係機関への情報提供

食品廃棄物の不正転売は廃棄物処理法のみならず、食品衛生法違反や食品表示法、肥料取締法等の他法令の違反にも該当する可能性がある。

立入検査の際に、他法令の違反を把握した場合には、当該法令を所管する食品衛生部局及び農政部局等の関係行政機関に情報提供するなど、当該違反を放置することがないようにすること。

3 排出事業者、収集運搬業者への立入検査

立入検査において事業場や関係書類の確認、関係者からのヒアリングの結果、廃棄物の処理量等において数値的な乖離や、検査結果に矛盾点が見受けられた場合には、当該産業廃棄物に係る収集運搬業者や排出事業者に遡って立入検査を実施することで、より精度の高い検査が可能となる。

別紙1 立入検査の流れ



別紙 2

産業廃棄物の処理施設立入検査票(食品廃棄物用/堆肥化・飼料化施設等)

— 事前準備用 —

1 事業者概要

事業者名	_____		
事業所名	_____		
所在地	_____		
電話番号	_____		
代表者名	_____		
事業場責任者名	_____		
技術管理者名	_____		
許可内容	_____		
取扱廃棄物	・汚泥・糞便・焼アスファルト・動植物性残渣・動物系固形不燃物・その他(_____)		
処理方法	・堆肥化・発酵・飼料化・その他(_____)		
処理能力	_____	t・m ³ /日	
保管数量	処理前 _____	t・m ³	処理後 _____ t・m ³

2 前年度実績値 炭産業廃棄物処理実績報告書より算出

受入量(処理量)	_____	t・m ³ /年
処理後残さの搬出量	_____	t・m ³ /年
生産物の出荷量	_____	t・m ³ /年

3 他情報

- ・処理工程、保管数量等
- ・事業場の環境保全対策、施設の維持管理に関する情報
- ・事業場周辺の状況
- ・食品衛生部局及び農政部局等からの得た情報
- ・登録再生利用事業者制度への登録の有無
- ・過去の調査結果と指導状況
 - ・過去に実施した立入検査の結果、違反・指導歴
 - ・直近の立入検査で重点的に検査した事項とその結果
 - ・行政措置の改善経過
 - ・苦情の状況
 - ・関係する法令に基づく指導状況(悪臭防止法、水質汚濁防止法等)
 - ・同業種の他事業場における指導状況

別紙 3

産業廃棄物の処理施設立入検査票(食品廃棄物用/堆肥化・飼料化施設等)

検査日 年 月 日 時 分 ~ 時 分

立入検査者 _____

事業者名 _____

立会人(無名・氏名) _____

検査結果

検査項目		状況	評価
事業場内の確認	事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等		適・否
	受入	廃棄物の受入体制の状況	適・否
		食品廃棄物の受入の有無	有・無
		処理前の廃棄物の保管状況	適・否
	処理	前処理工程の有無・状況	適・否
		処理工程の状況	適・否
		処理後残さ、生成物の保管状況	適・否
	有価物捨棄行為の有無・状況		適・否
生活環境保全上の支障の有無		適・否	
関係書類の確認	受託	産業廃棄物管理票(1次)の管理状況	適・否
		産業廃棄物委託契約書の管理状況	適・否
		法定帳簿の作成状況	適・否
	委託・売却	処理後残さ(委託先、産業廃棄物管理票、契約書等)	適・否
		生成物(出荷・売却先、伝票類、契約書)	適・否
		帳簿の作成状況	適・否
産業廃棄物受託量と、委託・売却量の収支バランスの状況		適・否	
廃棄物処理業者側の自主的な取り組み			適・否

食品廃棄物を排出する排出事業者

内容、数量、備考

備考事項

おわりに

本マニュアルは、立入検査のより一層の重点化・効率化を図る観点から、各自治体から回答頂いた調査の結果及びご提供頂いた立入検査マニュアル等の情報を集約し、その基本的な考え方や具体的な留意事項等を取りまとめたものである。

本マニュアルが、自治体における立入検査マニュアルの策定時や既存マニュアルの見直し時、又は実際の立入検査の参考として広く関係各方面で活用され、各自治体で実施されている立入検査のより一層の充実化に役立てば幸いである。また、本マニュアルは、各都道府県等の意見を参考に策定したものであるが、今後実施される立入検査を通じて得られる知見を踏まえより充実させていくべき性格のものである。本マニュアルについて加筆・修正すべき点があれば、環境省産業廃棄物課までご連絡いただきたい。

最後に、本マニュアルを作成するにあたり、調査にご協力いただいた自治体の担当者の皆様に深く感謝申し上げます。

行政情報

環廃産発第1606021号
平成28年6月2日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

動物霊園事業において動物の死体の火葬に伴って 生じた焼骨であって埋葬及び供養等が行われないものの 取扱いについて(通知)

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

今般、動物霊園事業に係る焼骨であって埋葬及び供養等が行われないものの取扱いについて、法の解釈の明確化を図ることとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項を踏まえた運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

動物霊園事業において取り扱われる動物の死体については、昭和52年8月3日付け環計第78号において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「法」という。)第2条第1項の廃棄物には該当しないとされているところである。これは、当該事業において取り扱われる動物の死体は、宗教的及び社会的慣習等により埋葬及び供養等が行われるものであるため、社会通念上、同項に規定する「汚物又は不要物」に該当しないとの考えによるものである。

一方で、動物霊園事業において当該死体の火葬に伴って生じた焼骨であって、埋葬及び供養等が行われないものについては、必ずしもこの考えに当てはまるものではないことから、「行政処分の指針」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号本職通知)第一の4の(2)において示したとおり、廃棄物該当性を適切に判断の上、産業廃棄物として取り扱うことが適当なものについては、そのように取り扱って差し支えない。

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃対発第1606232号
環廃産発第1606233号
平成28年6月23日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令の施行について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成28年環境省令第16号。以下「改正省令」という。）が平成28年6月20日に公布され、平成28年9月15日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成26年環境省告示第126号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成26年環境省告示第127号）が平成26年11月17日に公布され、トリクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の基準値及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された。

今次改正はこれを踏まえ、トリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5項に定める特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）等に係る基準を変更するものである。

また、一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）から排出される放流水の基準について、トリクロロエチレンに係る基準の変更を行うほか、廃棄物最終処分場（一般廃棄物最終処分場、遮断型最終処分場（令第7条第14号イに規定する最終処分場をいう。）、安定型最終処分場（令第7条第14号ロに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び

行政情報

管理型最終処分場をいう。)の周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、トリクロロエチレンに係る基準の変更を行うものである。

第二 改正の内容

1 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更（令第2条の4関係）

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、トリクロロエチレンを含む汚泥及びトリクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては、当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンを溶出させた場合における濃度（以下「溶出濃度」という。）を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更し、トリクロロエチレンを含む廃酸及び廃アルカリ並びにトリクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては、当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの濃度（以下「含有濃度」という。）を3mg/Lから1mg/Lに変更したこと。

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準等（令第6条及び第6条の5関係）

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は、焼却処理等を行い、この基準以下とした上で、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。

また、トリクロロエチレンを含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準については、令第6条第1項第4号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち別表第3の2第1号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ（3）に掲げる動植物性残さにあつては、含有濃度を0.3mg/kgから0.1mg/kgに変更し、同号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ（1）（ロ）に掲げる汚泥にあつては、溶出濃度を0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更し、同号イ（2）に掲げる廃酸又は廃アルカリ及び同号イ（4）に掲げる家畜ふん尿にあつては、含有濃度を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更したこと。

3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

（1）一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）別表第1関係）一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係るトリクロロエチレンの基準（以下「排水基準」という。）の値を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更したこと。

（2）廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正（基準省令別表第2関係）

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るトリクロロエチレンの基準値を0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更したこと。

ADMINISTRATION INFORMATION

(3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置（改正省令附則第2条関係）

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の排水基準等に適合しているかを判断する経過措置を設けたこと。

(4) 特定廃棄物の埋立処分基準（改正省令第4条関係）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第26条に規定する特定廃棄物の埋立処分基準について、令第3条第3号及び第6条第1項第3号に規定する廃棄物の埋立処分基準と同様の改正を行ったこと。

第三 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に関する留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現にトリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物の処理業の許可を有していない者が、トリクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物となるトリクロロエチレンを含む産業廃棄物の処理を改正省令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこと。

第四 その他

1 塩化ビニルモノマーの名称変更について

地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成28年環境省告示第31号）が平成28年3月29日に公布され、環境基準の項目のうち塩化ビニルモノマーについては、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）に名称変更され、平成29年4月1日から施行されることから、基準省令別表第2及び放射性物質汚染対処特措法施行規則別表第3の塩化ビニルモノマーについても、同様に名称変更を行ったこと。

2 施行期日

- (1) 第二に掲げる事項 平成28年9月15日から施行
- (2) 第四の1に掲げる事項 平成29年4月1日から施行

事 業 報 告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成28年6月～平成28年8月）の概要を紹介します。

知ろう！学ぼう！ 大阪南港エコフェスタ2016

日 時：平成28年6月4日(土曜日) 10時00分
場 所：おおさかA T Cグリーンエコプラザ
出展内容：3 R推進PRのイラスト募集
参 画 者：尾崎 正孝（組織広報委員）
福原 睦美（事務局総務主任）
森川 雅美（事務局研修担当）



エコって何だろう？と真剣に考えてます



毎年参加の子供達も！

大阪府産業廃棄物協会表彰



ご受賞おめでとうございます

日 時：平成28年6月10日(金曜日) 15時00分
場 所：スイスホテル南海大阪/浪華の間
受賞者：

功労者表彰

樋口かのこ(理事)

優良事業所表彰

(一般部門) (株)クリエイト

(株)ケーアールシー

(有)新垣商店

(建設部門) (株)英翔

(協組)大阪南部リサイクルセンター

奥村組土木興業(株)

優良従事者表彰

赤坂 直規(北本紙業(株))

甲斐 浩二(株)アイデックス)

川内 辰男(都市クリエイト(株))

芝 光明(阪南産業(株))

谷 健治(大阪ベントナイト事業協同組合)

花戸 清治(株)アイデックス)

藤井 政彦(株)関電パワーテック)

真次 洋志(株)G E)

森本 徹男(株)共英メソナ)

敬称略

廃棄物不適正処理巡視事業

日にち：平成28年6月14日(火曜日)
 場 所：東大阪市
 参画者：東 宏司(収集運搬部会員)
 馬場 要(青年部員)
 内海 浩子(事務局調査担当)

**全国産業廃棄物連合会表彰**

日 時：平成28年6月17日(金曜日) 15時00分
 場 所：明治記念館/逢菜の間
 受賞者：功労者表彰 高島 浩司(理事)
 地方功労者表彰 田中 公治(理事)
 優良事業所表彰 阪南産業(株)
 地方優良事業所表彰 関西興業(株)
 (株)ジェイ・ポート
 優良従事者表彰
 岡本 紀和(株)大建工業所)
 櫻井 健二(株)大栄環境)
 松永 千秋(大幸工業(株))

敬称略



明治記念館の美しい庭園にて

優良認定推進研修会

日 時：平成28年6月20日(月曜日) 14時00分
 場 所：本会会議室
 参加者数：8名
 内 容：電子マニフェストの運営
 エコアクション21認証登録制度
 講 師：EA21審査人 西迫一二三氏
 辻岡昌子(事務局事業主任)

第18回廃棄物処理先進事例調査

日にち：平成28年7月1日
 場 所：昭和電工(株)/川崎市
 詳細は本紙34ページから39ページをご覧ください

第19回廃棄物処理先進事例調査

日にち：平成28年7月22日(金曜日)
 場 所：(株)丸和/富山市
 詳細は次号(平成28年11月下旬発行予定)に掲載

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成28年7月8日(金曜日) 15時00分
 場 所：ホテルオークラ神戸34階/星雲の間
 議 題：任期満了に伴う役員等新規(再任)候補者の推薦の件
 全国産業廃棄物連合会活動報告、等
 講 演：「ごみは非常に雄弁だ」
 京都大学大学院地球環境学学
 准教授 浅利 美鈴氏
 参画者：國中 賢吉(名誉会長兼顧問)
 片淵 昭人(会長)
 井出 保(副会長)
 松田 裕雄(専務理事兼事務局長)
 辻岡 昌子(事務局事業主任)

事業報告

Business Information

㈱ヒガシトゥエンティワン研修

日 時：平成28年7月12日(火曜日) 14時00分
場 所：㈱ヒガシトゥエンティワン本社/会議室
内 容：産業廃棄物収集運搬業従事者のための実務
講 師：龍野 浩一（事務局次長）

平成28年度 第2回電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時：平成28年7月15日(金曜日) 10時00分
場 所：大阪産業創造館5階/パソコン実習室
参加者数：18名
内 容：パソコンを使用した操作体験
講 師：大栄環境㈱
経営管理部システム課
担当次長 森野 孝弘氏

平成28年度 第3回電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時：平成28年8月10日(水曜日) 10時00分
場 所：大阪産業創造館5階/パソコン実習室
参加者数：15名
内 容：パソコンを使用した操作体験
講 師：日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター業務推進部
主任 佐藤 明子氏

平成28年度 第3回電子マニフェスト個別導入相談会

日 時：平成28年7月15日(金曜日) 14時30分
場 所：大阪産業創造館5階/パソコン実習室
参加者数：5名
内 容：電子マニフェストの円滑な導入手順、
運用や操作方法等を面談形式で相談
相 談 員：大栄環境㈱
経営管理部システム課
担当次長 森野 孝弘氏

平成28年度 第4回電子マニフェスト個別導入相談会

日 時：平成28年8月10日(水曜日) 14時30分
場 所：大阪産業創造館5階/パソコン実習室
参加者数：4名
内 容：電子マニフェストの円滑な導入手順、
運用や操作方法等を面談形式で相談
相 談 員：日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター業務推進部
主任 佐藤 明子氏

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 一般向け啓発事業の実施に関する検討会議

日 時：平成28年7月28日(木曜日) 10時00分
場 所：大阪府咲洲庁舎/会議室
議 題：平成28年度一般向け啓発事業の実施内容
について
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）

全国産業廃棄物連合会 正会員事務局責任者会議

日 時：平成28年7月29日(金曜日) 13時30分
場 所：アジュール竹芝/天平の間
議 題：平成28年度事業計画骨子について
廃棄物処理法等の改正について
産業廃棄物処理業（廃棄食品 堆肥化・飼
料化）実地確認チェックリストの策定に
ついて、等
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）

産廃塾

- 日 時：平成28年 8 月 4 日(木曜日) 13時30分
場 所：本会会議室
参加者数：20名
内 容：産業廃棄物処理業における営業職のためのコミュニケーショントレーニング
及びグループディスカッション
進 行：濱田 篤介（組織広報委員長）
片渕 則人（組織広報委員）
進行補助：高好 健二（組織広報副委員長）
尾崎 正孝（組織広報委員）
渋谷 和義（組織広報委員）
福田 勝（組織広報委員）
吉本 聖美（組織広報委員）
國中 雅之（組織広報委員）



濱田篤介組織広報委員長(右)と
片渕則人組織広報委員(左)の開催挨拶



初対面でも同業者同士は会話が弾みます

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。



事業案内

Business Prospectus

東大阪市ECOファミリーフェスタ

日 時：平成28年10月2日(日曜日)
場 所：東大阪市庁舎1階ロビー及び正面玄関
内 容：ダンボール迷路、エコドライブシミュレーター、パッカー車の乗車体験&記念撮影、こども用品、陶器・食器のリユースコーナー
☆本会は3R推進PRのイラスト募集のブース出展を致します

第6回大阪マラソンに伴って生じる産業廃棄物の回収協力

日 時：平成28年10月30日(日曜日)
内 容：第6回大阪マラソンに伴って生じる産業廃棄物の回収ボランティア
協力企業：(有)新垣商店、信和商事(株)、(株)さつき、(株)大恵、(株)大建工業所、(株)浜田、(株)布施興業、(株)マルサン (50音順)

リスクアセスメント推進研修会(経営者コース)

日 時：平成28年11月16日(水曜日)
場 所：大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル13階 (地下鉄谷町四丁目駅から徒歩1分)
テ マ：産業廃棄物処理業者におけるBCP策定啓発について
講 演 名：未定
講 師：(公社)大阪府産業廃棄物協会理事 リマテックホールディングス(株) 取締役会長 田中 正敏
事例紹介：未定
紹 介 者：ミネルヴァベリタス(株)
参 加 費：会 員 無料
非会員 2,000円(税込)
※詳細・参加申込方法は決まり次第、本会ウェブサイトに掲載いたします。

産廃塾(経営者コース)

日 時：平成28年11月18日(金曜日)
場 所：大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル13階 (地下鉄谷町四丁目駅から徒歩1分)
テ マ：安心して産業廃棄物処理業を行っていくための労務管理・対策について
講 演 名：廃棄物処理業者のダイバシティー人材活用
講 師：(株)白井グループ代表取締役 白井 徹氏
参 加 費：会 員 無料
非会員 2,000円(税込)
※詳細・参加申込方法は決まり次第、本会ウェブサイトに掲載いたします。

さんばいフォーラム「地域社会の持続可能性を産業廃棄物業界の視点で考える」

日 時：平成28年11月25日(金曜日)
場 所：大阪府立労働センター(エル・おおさか)「南ホール」
基調講演
講 師 岡山大学名誉教 公立鳥取環境大学客員教授 (株)廃棄物工学研究所代表取締役 田中 勝氏
パネルディスカッション
パネリスト
大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師 花嶋 温子氏
ミズノ(株)法務部CSR課上級専任職 佐藤 雅宏氏
NPO法人イー・ビーイング エコプラザ部会総合事務局長 新名 康幸氏
(株)イボキン取締役営業統括部長 高見 武志氏
(公社)大阪府産業廃棄物協会会長 片渕 昭人
コーディネーター 田中 勝氏

平成28年度 電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時：平成28年12月8日(木曜日)
平成29年1月12日(木曜日)
平成29年2月14日(火曜日)
10時00分～12時00分

場 所：大阪産業創造館5階パソコン実習室

内 容：インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験してもらうためのセミナーです。

参加費：会員・非会員ともに無料

平成28年度 電子マニフェスト個別導入説明会

日 時：平成28年12月8日(木曜日)
平成29年1月12日(木曜日)
平成29年2月14日(火曜日)
14時00分、14時30分、15時00分、
15時30分 各日とも4回開催で、
各回1組に限る

場 所：大阪産業創造館5階パソコン実習室

内 容：電子マニフェストの導入についての個別相談会です。加入の単位、操作方法や具体的な運用方法など疑問点や質問に相談員が対応します。

参加費：会員・非会員ともに無料

第2回廃棄食品の適正処理推進セミナー

日 時：平成29年2月24日(金) 14時00分

場 所：大阪府中央区農人橋1-1-22
大江ビル13階
(地下鉄谷町四丁目駅から徒歩1分)

講演①：食品衛生の観点でみる廃棄食品の不正転売事案

講 師：大阪府健康医療部食の安全推進課監視指導グループ
技師 小林 沙江氏

講演②：食品リサイクル法の概要と自治体の動向

講 師：甲南女子大学人間科学部生活環境学科
教授 中野加都子氏

講演③：食品廃棄物の管理と企業の責任

講 師：龍野 浩一(事務局次長)

参加費：会員・非会員ともに無料



廃棄物処理先進事例調査

平成28年7月1日13:30より本会再生処分部会の先進事例調査として神奈川県川崎市にある昭和電工株式会社（川崎事業所）を訪問し、ゼロエミッション型プラスチック・ケミカルリサイクル（使用済プラスチックのアンモニア原料化）を行うプラスチックリサイクルセンター（ガス化プラント）等を見学しました。



第18回

昭和電工株式会社（川崎事業所）

■概要

会社名	昭和電工株式会社
代表者	代表取締役社長 市川秀夫
本社所在地	東京都港区芝大門1-13-9
設立	1939年6月
資本金	140,564百万円（2016年3月31日現在）
主要営業品目	石油化学、化学品、エレクトロニクス、無機、アルミニウム等

■使用済プラスチックから化学製品（アンモニア）を製造

プラスチックは軽い、強い、加工しやすいという点から100年の間に急速に普及した。しかし、使用が終わり、廃棄物として排出してしまうと、環境問題や資源問題を引き起こす原因となる。プラスチックの長所は廃棄・処分時において短所となり得ることから、持続可能な豊かな社会実現に向けた、環境にやさしく利用価値の高いリサイクル方法（手法）が求められている。その中でさまざまなリサイクル技術が研究されてきている。

近年、注目されているリサイクル技術が、使用済プラスチックをガス化し化学原料として再生させるプラスチック・ケミカルリサイクルである。同社では、2003年から使用済プラスチックのアンモニア原料化事業を開始した。家庭で一度利用され、商品価値のなくなった使用済プラスチックをガス化し、化学製品（アンモニア）を製造している。



＜処理＞より＜再生＞

＜再生＞より＜製造＞

を目指し、廃棄物である使用済プラスチックをプラスチックとして単に再生するのではなく、全く別の性状を有する原材料に作り変える（製造する）という先進的な事業と言える。

【プラスチック・ケミカルリサイクル推進室 竹田室長による説明】

195t/日（64,000 t/年）のプラスチック処理が可能であり、塩化ビニルを含む多くのプラスチック類の受入が可能である（分別の必要がない）。

設備・工程としては、大きく「破碎成形」と「ガス化」の2つから成り立っており、プラスチック類は低温と高温の加圧二段式ガス化炉により、全て合成ガス（水素と一酸化炭素主体の合成ガス）に改質される。また合成ガス生成過程で回収される「水砕スラグ」や「不燃金属」はそれぞれ建材・路盤材や有価金属といった資源として有効利用されるゼロエミッション型リサイクル設備である。



破碎成形時の状況をモニターで見学



製品の臭いを入念に確認する吉村部会員



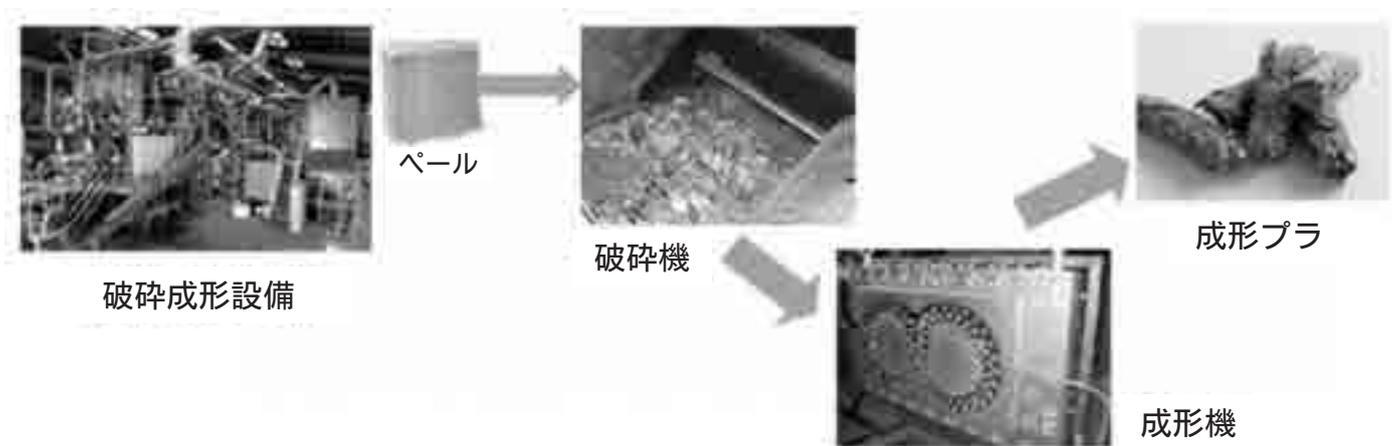
“成形プラ”と“破砕品”

再生された製品が並ぶ

【リサイクルフロー】

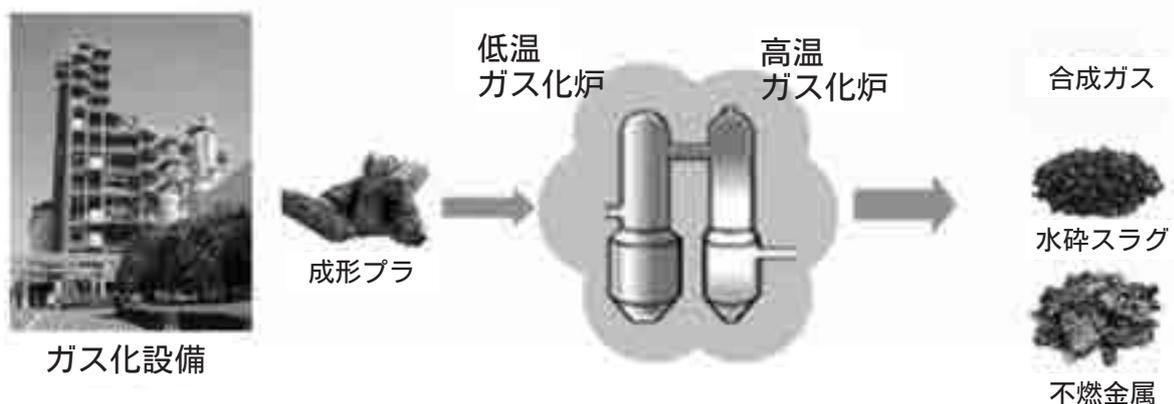
1. 破砕成形

収集された使用済プラスチックが投入コンベアーにより破砕機に投入される。破砕及び異物を除去した後の使用済プラスチックは、成形機により小さな固まり（古紙を含まない成形プラ）に加工される。



2. ガス化

成形プラは「低温ガス化炉（流動床炉）」と「高温ガス化炉（巡回式ガス化改質炉）」という2つのガス化炉の中で温度と圧力を調整され、水素と二酸化炭素の合成ガスになる。



① 成形プラ貯槽



② 低温ガス化炉

成形プラを圧力 1 Mpa、温度 600～800℃の条件下において、少量の酸素と蒸気をガス化剤として熱分解及び部分酸化され、「分解ガス」「タール」「チャー」から構成されるガスとなる。



③ 高温ガス化炉

低温ガス化炉で生成したガスは、1400℃の温度化において少量の酸素と蒸気により熱分解及び部分酸化され、水素と一酸化炭素を主体とする合成ガスに改質される。



④ ガス洗浄設備

ガス化炉で生成された合成ガス中には、塩化ビニル等の塩化化合物に由来する塩化水素が含まれるが、これをアルカリ水で中和し、「塩」に戻す。



⑤ CO転化設備

合成ガス中に含まれる一酸化炭素は350℃まで加熱され、水蒸気と反応させることにより水素と二酸化炭素に転化される。CO転化設備はアンモニアの主原料となる水素を増やす役割を果たしている。



⑥ 脱硫設備

プラスチック廃棄物に混入したゴム類等に由来する硫化物を「硫黄」として回収する。



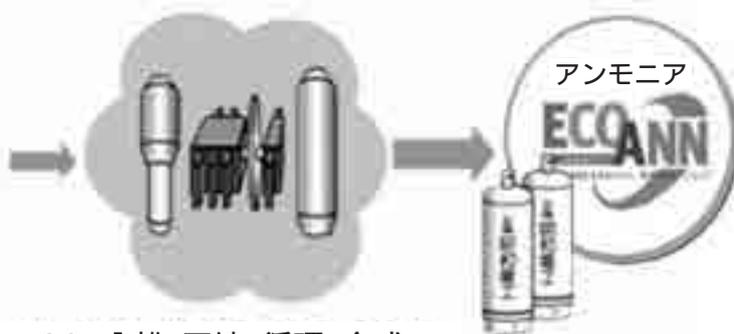
⑦ アンモニア製造設備

水素と二酸化炭素を主体とする合成ガスは、圧縮後、隣接するアンモニア製造プラントへと送られ、水素を取り出し、その水素を利用して最終的にアンモニアが作られる。一方、二酸化炭素は隣接する工場ドライアイスや液化炭酸ガスとして出荷されている。



アンモニア製造設備

合成ガス



CO₂分離、圧縮・循環、合成

以上の「アンモニア製造プロセス」は、公益財団法人日本環境協会が実施するエコマーク認定制度において、容器包装リサイクル法に則り収集されたプラスチック製容器包装廃棄物（使用済プラスチック）をケミカルリサイクル手法（ガス化）により再商品化し、原料の一部としてアンモニアを生産するという一連のプロセスについて環境ラベルを取得した。製造プロセスとして世界初の取得である（2015年7月）。



エコマーク認定
プラスチック製容器包装リサイクルによる
アンモニア製造プロセス
15504001
昭和電工川崎事業所

【環境調和型アンモニア「ECOANN®（エコアン）」】

アンモニアは無色・透明の気体で、洋服やプラスチック製品等、暮らしに身近な製品の原料や薬剤として使われる化学製品である。またアンモニアは窒素酸化物を除去する脱硝用薬剤やフロンに代替する冷凍機の冷媒として環境保全に役立つものである。

同社が製造するアンモニアは環境調和型アンモニア「ECOANN®（エコアン）」として広く全国各地にて使用されている。



ECOANN®（エコアン）



アクリル繊維原料



窒素系肥料原料



ナイロン繊維原料



クリア系樹脂原料

■まとめ

大量に排出されるプラスチックの処理リサイクルは社会問題となり、リサイクルを推進する為、平成9年に容器包装リサイクル法が施行されました。同法では、消費者に対し分別排出、市町村に対し分別収集、事業者に対し再商品化がそれぞれ義務付けられていますが、使用済プラスチックは種類も多く、一括再生処理が難しいのが現状です。同社は、その中でガス化によるケミカルリサイクル手法を構築されており、石油を原料とするプラスチックから石油の精製時に必要なナフサより製造されている化学製品の原料と同じものを、石油由来の使用済プラスチックから製造できるようにするという技術は正に先進的でした。

蓄積されたガスの製造技術から社会ニーズにあったガスの製造方法を構築し、同社にて製造されているアンモニアのうち使用済プラスチックを原料にしたものが65%を占めているというご説明には驚きました。循環型社会を形成するあたり、必要不可欠なりサイクルシステムと言えます。

最後にご多用の折にもかかわらず、訪問にあたり、快くご対応いただきました昭和電工株式会社（川崎事業所）プラスチック・ケミカルリサイクル推進室長の竹田 徹様とご担当者様に心よりお礼申し上げます。

（文責）川本謙太



新規入会会員紹介

正会員 ————— 平成28年5月～平成28年7月に入会した会員

株式会社 マルエイ

代表者	堤 英 次		
住 所	〒561-0894 豊中市勝部3-1-30		
電話番号	06-6844-1181	FAX番号	06-6844-1182
業務内容	中間処理業		

賛助会員

あさかわシステムズ株式会社

代表者	三 宅 安 幸		
住 所	〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1 りんくうゲートタワービル		
電話番号	072-464-7831	FAX番号	072-464-7773
業務内容	情報処理サービス業		

太平洋セメント株式会社 関西四国支店

代表者	木 伏 正 克		
住 所	〒541-0051 大阪市中央区備後町4-1-3		
電話番号	06-6205-8616	FAX番号	06-6205-8618
業務内容	中間処理業（焼却・焼成、分級）、セメント事業、資源事業、及び建材建築土木事業等		

退会会員 ————— 平成28年6月～平成28年8月に退会した会員

正会員

社 名 古川化成株式会社
 代表者 丹 羽 健 司
 住 所 〒571-0034 大阪府門真市東田町16-9

新入会員懇親会を開催しました

平成27年12月から平成28年5月までに本会にご入会された正会員6社、賛助会員2社のうち大林道路(株)大阪支店、(株)近畿サービス、(株)NIPPON関西支店、(株)シーゲルの皆様にご参加いただき、平成28年7月27日に第2回新入会員懇親会を開催致しました。

冒頭に片淵会長から協会事業や各委員会・部会の活動紹介があり、協会が実施する各種行事や研修会への積極的な参加が呼び掛けられました。続いて出席者の自己紹介があり、その後は昼食を取りながら活発な情報交換がなされました。



下段左から

(株)シーゲル 代表取締役 松本繁氏、(株)NIPPON関西支店 舗装事業部 副部長 三浦勝実氏、大林道路(株)大阪支店 合材部長 田上克則氏、(株)近畿サービス 代表取締役 坂口由香里氏

上段左から

本会の松田専務理事兼事務局長、浜野副会長、片淵会長、井出副会長

会員の皆様へ 皆様の事業場に訪問し、 交流を深める活動を行っています！

～会員組織の維持強化を図るための
訪問交流について(ご対応のお願い)～

本会では、目下、会員の皆様に対し、私どもが取り組んでいる事業について直にお聞きいただいたり、反対に皆様が私どもに対してお持ちのご意見やご要望について直に伺うことを通じ、皆様に、よりメリットを感じていただけるような団体として活動していくため、順次、訪問いたしております。

つきましては、本会の青年部員が参りました折には、ご対応いただきたく、お願い申し上げます次第でございます。ご多用の中、誠に恐れ入りますが、以上の趣旨をご配慮賜り、何とぞ、ご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

お問い合わせ先＝公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
事務局 福原 / 辻岡
電話番号 06-6943-4016

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」をダウンロードしていただき、全てご記入のうえ、協会へ申請してください。詳細は協会事務局までお問い合わせください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社〇〇産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会(事務局)

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

Member	会社名			株式会社 布施興業
会員紹介	住所		東大阪市高井田西2丁目2番4号	
	代表者名	白坂悦夫	代表者役職	代表取締役
Information	従業員数	24名	会社設立日	昭和62年6月20日

H I S T O R Y



代表取締役社長

白坂悦夫

インタビュー

本社：東大阪市高井田西2丁目2番4号
 中間処理施設所在地：東大阪市高井田西2丁目2番4号
 “ ”：東大阪市高井田本通3丁目7番16号*
 積替保管施設所在地：東大阪市高井田西2丁目1番30号
 “ ”：東大阪市高井田本通3丁目7番16号*
 ※平成28年12月オープン予定

事業内容：産業廃棄物収集運搬業
 産業廃棄物中間処理業
 一般廃棄物収集運搬業
 一般建設業

URL：http://www.fusekogyo.co.jp

沿革

昭和36年 個人事業として布施市(現・東大阪市)清掃事業に参加
 昭和46年 4月1日 東大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を取得
 昭和50年 7月1日 大阪府産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 昭和54年 12月13日 堺市産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 昭和58年 4月1日 東大阪市産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 昭和60年 9月26日 京都府産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 昭和62年 6月20日 会社を法人化、株式会社布施興業を設立
 昭和62年 9月26日 神戸市産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 昭和62年 9月4日 東大阪市産業廃棄物収集運搬業(積替保管含む)許可を取得

平成10年 7月21日 三重県産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 (現在優良認定取得)

平成11年 5月20日 奈良県産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 (現在優良認定取得)

平成12年 6月22日 和歌山県産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 平成12年 7月5日 兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可を取得
 (現在優良認定取得)

平成13年 4月1日 東大阪市家電リサイクルに掛かる運送許可を取得
 平成14年 12月12日 東大阪市産業廃棄物処分業許可を取得
 (現在優良認定取得)

平成20年 6月13日 (社)全国産業廃棄物連合会「地方優良事業所表彰」受賞
 平成24年 1月31日 エコアクション21認証を取得
 産業廃棄物処分業・収集運搬業・東大阪市委託
 平成28年 12月 東大阪市に北新工場(圧縮梱包施設及び積替保管施設)をオープン予定

I N T E R V I E W

世の流れと共に廃棄物と長いお付き合い

●会社の概要や沿革について教えてください

昭和20年代は下水整備がまだまだで、汲取式トイレから集めた人糞を田畑の肥料にしていました。その頃、旧布施市（現在の東大阪市）で私の伯父である白坂周蔵も回収して肥料として使っていました。後を継いだ私の父の白坂静夫がバキュームカーで回収しておりましたが、田畑での用途が無くなってきた昭和36年頃から一般廃棄物の清掃事業を始めるようになり、その後の法整備に合わせて東大阪市の一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び中間処理業の許可を順次取得致しました。

私は大学で電子工学を学んだ後に通信医療機器メーカーに入社し、経営士や販売士などの資格を取りながら電力会社の通信網設備や国立病院の血液



分析等の精密機械のセールスエンジニアリングの職務に従事しておりました。中学2年生の頃から家業の手伝いをし、いずれはこの仕事を継ぐつもりではおりましたが、まずは勉強して興味を持った分野で社会人経験を積んでみたかったです。布施興業には昭和58年に入社したのですが、その時はまだ父の個人事業としての布施興業でした。会社の事業発展・拡張を考えたときに法人化は必須である、と私は父に提案し、個人商店を引き継ぐ形で昭和62年に株式会社布施興業を設立しました。その後、平成12年に代表取締役就任した私は、これからは処理施設が必要不可欠だと考え、破碎施設を中に設置できる本社社屋を建て、平成14年に中間処理業も始めました。住宅地のご真ん中にある施設ですので、特に騒音には気を使っております。おかげ様で近隣の方からの苦情もほとんどなく、ご近所さんと非常によい関係を築いています。ちなみに本社社屋はそのデザインのせいか、産業廃棄物の処理施設っぽくない、とよく言われます。住宅地に溶け込んでいると思われたなら嬉しいですね。



本社社屋

I N T E R V I E W

●最近の産業廃棄物の取扱量や質の変化にどのように対応されていますか？



白坂悦夫社長(左)と白坂悦一専務(右)

量や質については排出事業者の意識によって変化した部分が大きいです。十数年前はとにかく捨てればいい、と何でもかんでも廃棄物として一緒くたになっていて、弊社で処理前に廃棄物と有価物に選別する事が多かったのですが、最近ではもう排出事業者の方で選別されて「廃棄物だけになったもの」がよく弊社に入ってきます。特に金属関係の処理は減りました。逆に増えたものは処理困難物です。タイヤの中にワイヤーが入っていて破砕機にかけられないとか、木の中に強度を保つために波板が入っているものとか。どうしても当社で処理が困難な場合は（公益）大阪府産業

廃棄物協会を通して知り合った他の産廃処理業者と連携をとって適正処理をしています。

最近気になっている事は、仕事が増えるのはありがたいのですが、処理能力がいっぱいいっぱいになってきていることです。今年12月にオープンする施設を使って上手に運営していきたいですね。

●排出事業者の意識の移り変りを感じますか？

昔は「出しておいたら何でも持って帰ってもらえる」と思っている方が多かったですが、こちらが根気よく廃掃法の説明をし続けた結果、コンプライアンス意識が高まったお客さんが増えました。また世の中の流れもあって排出事業者自身がよく勉強してくれて処理委託契約書やマニフェストをしっかりと書いてくれます。とはいえ、ごく少数ではありますが、一見さんのお客様の中にはそういった事を面倒くさがる方も未だにいらっしゃいます。法律を守る事は排出事業者も産廃処理業者もそれぞれの会社を守るために必要なんですよ、と一生懸命説明しますがそれでもダメなら残念ながら処理受託をお断りします。廃棄物処理法という法律の存在自体を知らない排出事業者もまだまだいますね。

循環型社会構築のための新たな一歩

●12月にオープン予定の新施設ではどのような事をされますか？

新しい施設は本社から北側にある新しい施設だから北新工場と名付けました。この施設では、中間処理としては廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くずの圧縮梱包を行います。積替保管はそれらにガラスくずが加わります。RPF製造を行うべきか、ずいぶん社内で検討を重ねたのですが、現在のところ製品化出来る程の良質の材料が集まるかどうか不確定なので圧縮梱包処理を行う事にしました。ただ処理前に再生出来るものを産廃業者の目で徹底的に分別し、北新工場誕生を機に環境への負荷低減に更に取り組んでいきます。

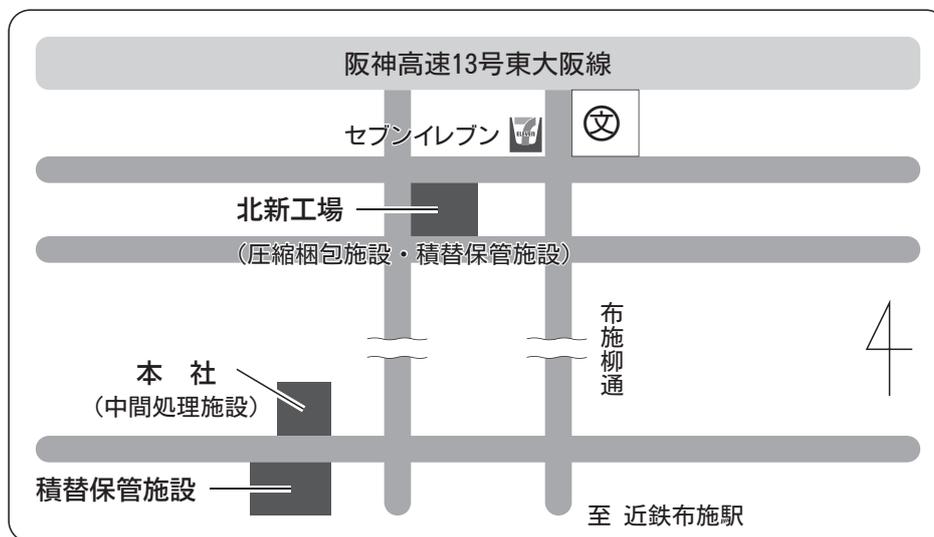
また、北新工場が稼働したら現在の10倍以上に受入量を増やせます。これでお客様をお待たせする事なく廃棄物の受入れが出来るのでオープンが楽しみです。



北新工場の圧縮梱包施設

I N T E R V I E W

余談ですがこの土地を買った時、処理施設か介護施設を作りたいと考えていたんですよ、将来私自身が入るかもしれない（笑）高齢化社会で今後介護施設の需要は高まるばかりですからね。



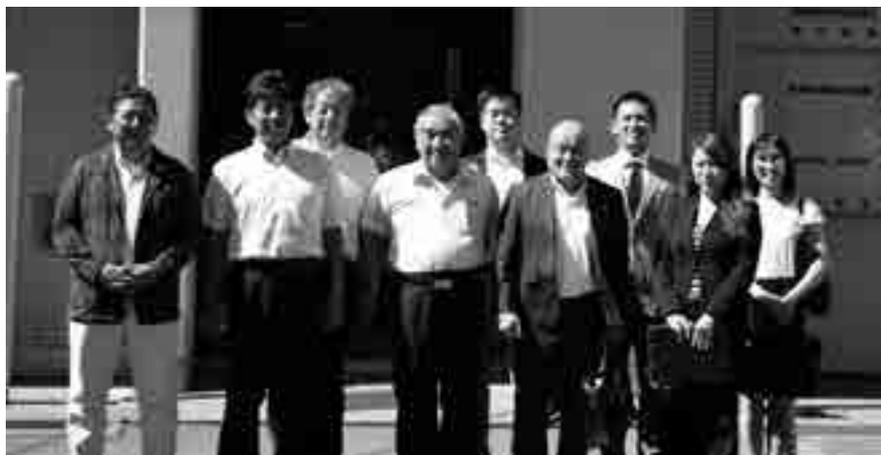
産廃協会の組織広報委員長の務めを終えて

● 昨年まで務めた本会組織広報委員長の役割を振り返って、ご感想をお聞かせください。

（公社）大阪府産業廃棄物協会の組織広報委員長としてこのクリーンライフの発行、会員の入会審査、施設見学会、なにわサンパイ塾など様々な事業の企画・運営を行ってまいりました。昔は協会事務所の大家さんと家賃交渉なんかもしましたよ（笑）

会員が不適正処理などをして世間から見た産廃協会や産業廃棄物処理業界のイメージを汚すことがあってはならない、という思いがありましたので、特に入会審査は慎重に行っていました。

またクリーンライフの会員取材で訪れた会員企業には、処理施設はもちろん、社員教育などの社内体制を充実させている会社が本当に数多くありました。施設見学会等で是非皆様にご紹介したい！と思ったのですが、見学の受入れ体制が整っていない等の理由でお断りされ、残念に思う事もありました。せめて、このクリーンライフの読者の方が会員取材記事を読んで、他社の見習うべき良い取組みをそれぞれの会社に取り入れてくれれば嬉しいのですが…。



現組織広報委員会のメンバー大勢での訪問となりました

INTERVIEW

社訓「無駄口つかず・迅速・丁寧」 ～創業者の思いを受け継ぐ～

- 会議室に沢山のスローガンが貼られていますね。

弊社では年始に社員全員それぞれがその年の「心掛け」を決めて壁に貼っております。これはまあ、書初めみたいなものです。基本的な事ほど、人間忘れてしまいがちですが、一年間ずっと貼っているので常に目にして意識する機会があります。それぞれ達成度に違いはありますが、年の終わりに振り返って自己反省してもらうところに狙いがあります。

それから先代の社長が作った社訓「無駄口つかず・迅速・丁寧」も掲示しています。「無駄口つかず」は会話で注意が散漫になり易いのでミスや事故を防ぐ、「迅速・丁寧」は顧客満足度アップにつながる、そう思って今も大切にしています。



今年の社員さんのスローガン

- 社長の夢をお聞かせいただけますか。



還暦のお祝いにご夫妻のそっくり人形を従業員全員からプレゼントされました。「何より嬉しかったですよ」

会社でありたい、廃棄物で困ったら布施興業に言えば適正処理してもらえる、安心だ、という意識を広めたいです。だから社員には「出来ません」という言葉は我が社には無い、と常日頃から言っています。弊社で処理出来ない廃棄物であっても、適正処理出来る産廃業者を責任を持って紹介するなど、お客様が困らないようお客様にNOを言わないことを徹底しています。

一般的に産業廃棄物処理業者は世間ではまだまだ企業として知られていないのが現状です。そこで私には会社の知名度を上げたい、という望みがあります。会社の近隣の方々だけではなく、東大阪市の人なら誰でも知っているくらいになりたいですね。地域に愛されて頼ってもらえる



先代社長の故白坂静夫氏

I N T E R V I E W

それと…、環境大臣表彰を父の静夫が平成10年に、私が平成19年にいただきました。私が受賞した当時は親子でこの表彰を受賞したのは全国で初めてと伺いました。このことは大変名誉に思っていますし、父にも感謝しています。次期社長にはまず我が社の伝統をしっかり身に付けて、それから自分のやり方で改革をし、三代続けて表彰していただけるように頑張ってくださいね。



現白坂社長の循環型社会形成推進
功労者環境大臣表彰式
(着物姿が白坂社長ご夫妻)

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	白 坂 悦 一
役 職	専務取締役
 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">自己紹介</p>	<p>わが社のホープに抜擢されて嬉しいやら恥ずかしいやら…、入社して今年で14年目になります。私は早くから協会の青年部に入会させていただいた経緯もあり、業界全体の動きや法律の改正等情報をすぐを知ることが出来ましたので、営業等にはかなり役に立ちました。協会内では「白坂ジュニア」と呼ばれ、色々な研修に同行させていただき可愛がっていただきました。また先輩達から学んだ事により、自分の人生観が大幅に変化した事もありました。</p> <p>現在の仕事上の悩みは人材確保が難しい事です。中型免許取得者がなかなか見つからず、また高齢化の問題もあります。何年か先には新卒社員を定期的に採用し、社員教育の一環として中型免許を取得できるような社内体制にしたいですね。</p> <p>弊社では数年前より特に社員教育に力を入れています。勉強会と称しての月1回の社員会議を開いたり、廃棄物管理士講習会を受講させるなどしています。また、マテリアルリサイクルを進め埋立処分場に持って行かない取組みをしています。私も頑張るって成果を残し、いつか祖父、父に続いて環境大臣受賞できるようにコツコツ努力を積み重ねていきます。</p>

会社から
の一言

流れは違うものの私の先代は百姓から、私は理工系の会社から、専務は化学製品の開発メーカーから、それぞれに他の企業で揉まれてからの入社です。同一業界からの視野ではなく、だいぶ違う視線を持てることは大事なことです。

先代の静夫は土地を、私は器を、次代は何を達成してくれるでしょう。まだまだ弱小で気を緩められませんが、皆様の厳しい指導と緩い^{いざな}いざないで、起てる指導者に誘っていただき、皆様、業界の為に成れる人格へ、教育的指導をお願いいたします。

新刊 紹介

産廃判例を識る

編著者：北村喜宣 編集協力：公益社団法人全国産業廃棄物連合会

(出版社：環境新聞社 定価：1,620円(税込) 発行日：2016年4月18日)

環境新聞社はこのほど、全国産業廃棄物連合会の編集協力を得て上智大学法科大学院教授である北村喜宣氏編著の『産廃判例を識る』を発売いたしました。本書は、過去2回にわたり、同連合会発行の月刊誌『INDUST』において掲載された産業廃棄物処理業関連の注目判例を斯学のトップランナーが分かりやすく解説するものです。最新判例を豊富に交えて、実務者や有識者を問わず、理解を深めていくことができます。

同書に先立ち、2冊の産廃判例解説本※を著している北村氏を中心とする執筆陣は、同書をもって3冊合計92本の産廃判例の解説を出版しております。環境省は5年に1度の廃棄物処理法の点検作業を進めておりますが、これら「産廃判例シリーズ」は、同法の改正作業を見守る上での必携資料となるのみならず、混迷を深める同法や処理業界の未来を「識る」ための確かな視点を提供するものです。

※「産廃判例を読む」2005年7月発刊、「産廃判例が解る」2010年5月発刊



産廃Gメンが見た 食品廃棄の裏側

著者：石渡正佳

(出版社：日経BP社 定価：1,728円(税込) 発行日：2016年6月7日)

食品廃棄物は年間2800万トンに上る。年間国内農業生産量2650万トンを上回る。そのうち、食べられるのに捨てられている食品は同642万トンもある。食品廃棄物問題は、豊かなニッポンの壮大なる矛盾といえる。「事件」が発覚したのは2016年1月。実に衝撃的な事件だった。廃棄されたはずの食品がスーパーの店頭などで売られ、消費者の口に入っていたのだ。売られていたのは、壺番屋（本社・愛知県一宮市）が展開するカレー専門店チェーン最大手の「カレーハウスCoCo壺番屋」が廃棄した冷凍カツ。食品リサイクル施設を運営していた産業廃棄物処理業者のダイコーから流出し、みのりフーズ（岐阜県羽島市）を介して再流通していたのは冷凍カツ数万枚とも数十万枚とも言われる。

愛知県警の調べによると、みのりフーズの倉庫から、ダイコーが処理を受託した21社35品目60製品の廃棄食品が発見された。有名メーカー、有力流通業の名前がずらりと並んだ。

冷凍カツ不正転売事件から見えてくる深刻な日本の「食」と「廃棄物」の真相に、産廃Gメンが斬り込んだ。



日経BP社HPから引用

図解明解 廃棄物処理の正しいルールと実務がわかる本 排出事業者責任に問われないためのリスクマネジメント

著者：高橋利行・石下貴大

(出版社：翔泳社 定価：2,160円(税込) 発行日：2016年6月21日)



本書は、自分の会社が出すゴミ・廃棄物を正しく処理するために必要な知識をわかりやすく説明した入門書です。

大手カーチェーン店が排出した廃棄物を廃棄物処理業者が不正転売した事件をきっかけに、「排出事業者責任」（排出事業者＝廃棄物を出す人。全事業者対象）が大きな社会問題となりました。また、有名大学の施設管理担当者らが廃棄物処理法違反の疑いで逮捕されたこともあり、排出事業者の責任者は「うちの会社は大丈夫か…？自分は大丈夫か…？？」と危機感を強く感じるようになりました。

そこで本書では、「そもそも排出事業者責任とは？」といった廃棄物処理法の基本的な内容から、信頼できる委託業者の選び方、委託契約書の結び方、マニフェストの運用方法まで、排出事業者が廃棄物を適

正処理するために必要な知識を豊富な図解入りで実務担当者向けに説明していきます。

翔泳社HPから引用

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK

バックナンバーのご案内

NAMBER

● 必携！廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等



第55号 (平成25年12月6日発行)

● 第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催



第56号 (平成26年3月27日発行)

● 低濃度PCB廃棄物の洗浄処理



第57号 (平成26年6月20日発行)

● 水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方(案)について



第58号 (平成26年9月29日発行)

● 未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム



第59号 (平成26年12月5日発行)

● 國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉
● 第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」



第60号 (平成27年3月26日発行)

● 7月1日スタート！大阪府による土砂埋立て等の規制



第61号 (平成27年6月19日発行)

● 進む！災害廃棄物対策の整備
● いよいよ始まるマイナンバー制度



第62号 (平成27年9月25日発行)

● 改正廃棄物処理法 政省令案等の概要
● 医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル



第63号 (平成27年12月4日発行)

● 第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム
「地域における3R社会の未来」



第64号 (平成28年3月25日発行)

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見



第65号 (平成28年6月10日発行)

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすく コンパクト 必携の一冊

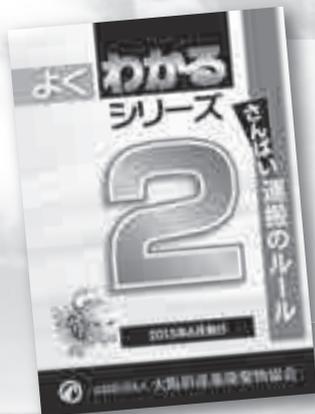
よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



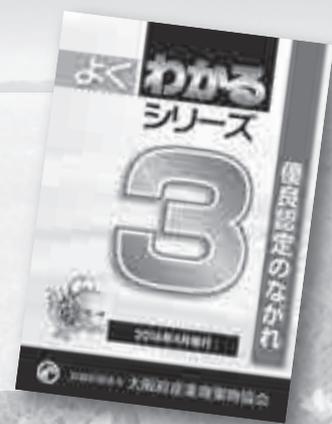
よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



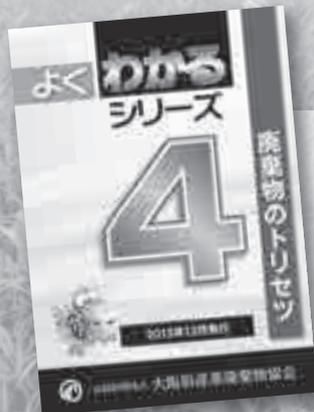
よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。

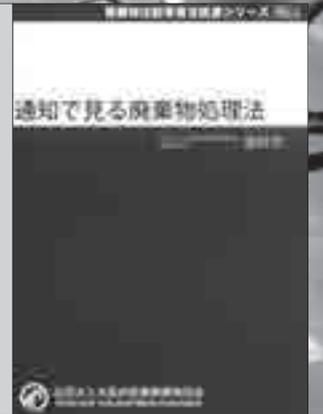


廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
TEL.06-6943-4016

HPでご覧頂けます
<http://www.o-sanpai.or.jp/>

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1
● 通知で見る廃棄物処理法



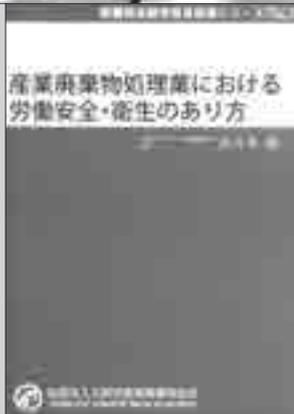
2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2
● 産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方



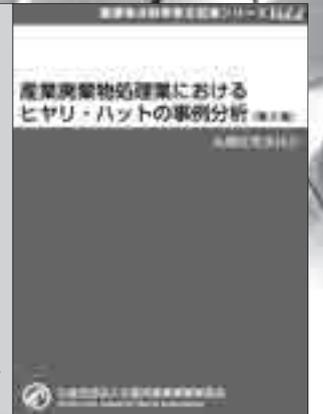
2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3
● 産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方



2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4
● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析



初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5
● 廃棄物収集作業マニュアル



初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6
● 循環資源市場実態レポート



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7
● 産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方



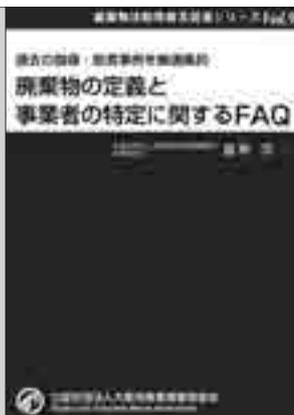
2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8
● 汚染土壌処理の
法規と実態



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9
● 廃棄物の定義と事業者の
特定に関するFAQ



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10
● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン



2014年12月1日発行



編集後記

日本史上過去最多のメダルを獲得して閉幕したリオデジャネイロオリンピック。予想通りの強さでメダルを獲得した選手や、最近よく聞くジャイアントキリング（大番狂わせ）でのメダリストなど様々。2020年の東京オリンピックでは、いったい何個のメダルを獲得し、どんな記録が生まれるのか、是非実際に会場で見たい。

私は小学校から大学まで野球をしていましたが、「練習でできないことは試合でできない」と、今では考えられない程の練習量をこなしていたと思う。

しかし、オリンピックなどの大舞台では、実力以上のものが出る場合があるのではないのでしょうか。国民の期待、指導者、サポートスタッフ、家族の期待を背負って戦う選手達の重圧、そして集中力は凄まじいものだと思う。4年間の鍛錬にその集中力が加わることで、実力以上のもの（かっこよく言うと覚醒）が出て、様々なドラマが生まれても不思議ではない。

仕事もスポーツも「より良く」「更に上」を目指すことで、会社も個人も成長し続ける。これでいいやとなってしまった瞬間に成長は止まり衰退していく。突然与えられた役割が自分の器以上のものでも、成長するためのチャンスとして、自分を突き動かすための原動力になるのなら飛び込んでみるのもいい。

現役で野球をやっていた時のように、もっと上手になりたいという一つの目標に対して、熱い気持ちで仕事に取り組んでいるのだろうか。なんとなく過ごしている日はないだろうか。高校野球がテレビで流れる夏になると毎年少し考える。

あの後悔の1球はやりなおせないけど、それを「失敗」とするのか、これから後悔しないための「経験」とするのかは自分次第。

オリンピック選手や甲子園球児のように、多くの人に感動を与えることは、今はできないけどせめて、今多くの時間を共にしている人たちが幸せになるための1パーセントには貢献できる人間になりたい。

尾崎

Clean Life vol.66

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片瀨則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	福田勝
委員	吉本聖美
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成28年度日程表

講習期間、受講料	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成28年 4月					大阪会場：22日		大阪会場：21日
5月	京都会場 10日～11日	奈良会場 17日～20日			兵庫会場：31日		京都会場：31日
6月	兵庫会場 16日～17日 奈良会場 21日～22日 大阪会場 29日～30日				京都会場：1日 奈良会場：23日		兵庫会場：1日 大阪会場：28日
7月	和歌山会場 27日～28日		兵庫会場 5日～7日		兵庫会場：20日		兵庫会場：21日
8月	京都会場 23日～24日	兵庫会場 23日～26日			滋賀会場：3日 大阪会場：19日	京都会場 3日～4日	滋賀会場：4日 大阪会場：18日
9月	兵庫会場 15日～16日 大阪会場 28日～29日				京都会場：6日 和歌山会場：15日		京都会場：7日 和歌山会場：16日
10月				大阪会場 17日～21日		兵庫会場 13日～14日	兵庫会場：12日
11月	滋賀会場 8日～9日				大阪会場：2日 奈良会場：17日		大阪会場：1日 奈良会場：18日
12月	大阪会場 14日～15日				京都会場：14日 兵庫会場：21日		大阪会場：13日 兵庫会場：20日
平成29年 1月	兵庫会場 17日～18日				大阪会場：26日 滋賀会場：26日		大阪会場：25日 滋賀会場：27日
2月	京都会場 7日～8日 和歌山会場 22日～23日		大阪会場 1日～3日		兵庫会場：3日 京都会場：22日 和歌山会場：24日	大阪会場 22日～23日	兵庫会場：2日 京都会場：23日
3月	大阪会場 8日～9日	京都会場 7日～10日			大阪会場：16日		大阪会場：15日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL：06(6943)4016 (大江ビル3階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL：078(381)7464 (日栄ビル3階)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.66

クリーンライフ

第66号



平成28年9月14日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 淵 昭 人

組織広報委員長 濱 田 篤 介

